○選管告示

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正

二件

.....九

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正…………………………………………………………………九

開発行為に関する工事の完了(建築指導課) ------八

柳井都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)………………………八

山

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (!

報

○規則

目

次

10月11日 (金曜日)

令和 6 年

生活保護法施行細則

(昭和五十八年山口県規則第八号)の一部を次のように改正す

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

申請書」に、

進学準備給付金支給申請書」を「進学・就職準備給付金支給申請書」に改める。

第十四条の見出し中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中

別記第二十七号様式中「進学準備給付金支給申請書」を「進学・就職準備給付金支給

「進学準備給付金の」や「進学・就職準備給付金の」に、

進学後の居住地	進学先の学校名

を

: :: -

(環境政策課)要(二件)

(環境政策課) ……六

		\neg	
進学後又は就職 後 の 居 住 地	接続 保証 を表現 保証 を表現 の 本地 の まな が な が な が な が な が な が な で で で か ら な と か に り か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か	進学先又は就職 先 の 名 称	

のように加える。 付書類2中「海州」を「海州又は紫癜」に改め、 に改め、同様式の添付書類1中「入学龄」を「崙やする夢命は、入学昤」に改め、 の写しその他の職業に確実に就くと見込まれる者又は事業を確実に開始すると見込まれる者 就職する場合は、採用されることを証明する書類又は所得税法第229条に規定する届出書 同添付書類中2を3とし、 1の次に次 同添

別記第二十七号様式の注2中「准学隊」を「准学隊又は黙鬱隊」に、「海学に」を

であることを証明する書類

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正……………

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十一日

山口県知事

村

岡

嗣

政

山口県規則第五十七号

一論母又は禁粛に」に改め、同注中2を3とし、1の次に次のように加える。 ° (1 めに必要な収入を得ることができると見込まれる理由」欄は、就職する場合にのみ記入する 「被保護者又はその者が属する世帯が、おおむね6箇月以上最低限度の生活を維持するた

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百八十七号

間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民部市民生活課において公衆の縦覧に供 評価に関する事項を記載した書面は、令和六年十月十一日から同年十一月一日までの づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

令和六年十月十一日

口

山口県知事 村 畄 嗣

政

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 所 柳井化学工業株式会社 柳井市柳井一五八二番地の四

山

工場又は事業場の名称及び所在地

名称 柳井化学工業株式会社柳井本社工場

柳井市柳井一五八二番地の四

 $(\!-\!-\!)$ 特定施設に関する事項 種類、構造及び使用時間間隔等

四六ーイ	種類	
	能	
(m³) / 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一) カ	構
令和二、 四	年予工事 月 日定手	
令和八、二〇 一、二〇	年予工 月 月 日定成	造
令和八、二〇	年予使 月 開 日定始	
連続	間使 用時間	使
二四時間	時 り の 使 当 用 た	用の方
変動なし	動の 概要	法

104.1	十八号)	備考「四	四六一二	"
日子田でくいる)	引表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び廃	四六ーイ」及び「四六ーニ」とは、	N m³ 分〇	(m³/二)()
	六号の有機な	六ーニ」とは	"	"
	化学工業製品	は、水質汚濁	"	"
	記製造業の用に	水質汚濁防止法施行令	"	"
	に供する水	(昭和	"	"
	洗施設及び	四十六年政令第	"	"
	い廃が	軍第五	"	"

洗浄施設をいう。 発ガス

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

令和	6年10	0月11	1日:	金曜日		山		П	Ļ	.	報		(定期	月)	É	第 54 8	5 号
	"			種		二 処理施記	"	"	液中燃焼	種	一種類、構造及び使用時間間隔四 汚水等の処理施設に関する事項	備考()の表	四六一二	"	四六ーイ	和	
 処	処	,	炉	類項		処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量	"	"	炉	類	構造及び使用時間間隔等処理施設に関する事項	の表の備考は、					素
 処理後	処理前	処理後	処理前	通水		2理前及び			鋼板製・レン	構	関する東	この表につい	0	"	八	常最大	1 1
	九		九	地で、水素イオン	汚	5処理後6			レンガ製	造	阿 東 東 東 東 東 東 東 東 東		一 九 一 ≀ 五	"	一 一		豊 汚 ・
	— ○ ≀ 八		_ ○ \ 八		水	の汚水等の	_	"	六〇、	能		て準用する。	11, 000		0,000		学 内
	10,000		10,000	(コライン) 化学的酸素要求量	等	の汚染状態	五、〇〇〇		0,000	Rg 日力			三、	"	五〇、	最高	変 等
	111,000		111,000	最 mg 紫要 求量	0	窓の値並び	"	"	液中	処理の			五 〇 〇		000	大 通 洋	"
	八〇		八〇	通浮遊常	汚	に汚水等			燃焼	方式			=	"	五〇	常	遊 汚 物
	1110		1110	(物	染	の 量	"	"	連	間使 用 時				"	五〇	最(mg final defination of the second of the	1/1
	検出せず		検出せず	最(mg鉱/油 人)類	状		"	"	続二	隔間の一			Ξ_		0	7	選 状
	_			通窒	能				四時	使日 用当 問り				九二	八五	常最(能
	○ ○ 五		○ ○ 五	常	0)		"	"	問 変 動				三	九二	八五	mg / 化	素の
	0		0	大 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	値				なし	概の変動の変動の			0			通	値
	110		<u></u>	常 最(mg			競	令和一○、	(既	年 月 日				八	七	常大量(四月)	りん
	五.		五〇	大 化 通				六					〇 · 四	八八	一 七	大	
	_			次等の一) -			令和一○、		年 月 日			0			通	汚水等の一
	110		五七	常とおります。	í í			_					0 =	110	=	常最	日当たり
	四 〇		六〇	大			設)	令和一〇、一	設)	年 月 日			_ :_	110		大	汚水等の一日当たりの量(゜m)

村

岡

嗣

政

通 浮

常 0

> 最 mg /質

大

最 mg鉱 /油 ℓ

大

通 窒

最 mg

通

常

大

通

常

最

大

燐 最 mg

排出水の一日当たりの量

 $\widehat{\text{m}^3}$

 \equiv

四

· 九 常

一七 大

一・六三

一.八

一〇六

一、三四

Ŧī.

検出せず

Ŧī.

 \bigcirc

 \circ

Ŧī.

<u>Бі</u>.

九〇

遊 汚

物

染

状

態

0)

値

八〇

検出せず

-00

五. 〇

五. 〇

五.

五.

種 三三ーイ いう。 十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び水洗施設を 類 「IIIIーイ」及び「IIIIーロ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八 能 t (日力 三・六 構 / | 令和六、二六 |-一令和六、五 年予工 月 月 着 日定手 一令二、六、一 一令和 一、一 一 ○ 年予工 月 第 日定成 造 一令二、六、一 一令一个和、六、一、一 年予使 月 開 日定始 一 六 間使 用時間 隔間 連 使 続 時り一 の日 使当 間用た 一四時間 方 動季 の 概 要 変 変動なし 法

()
「排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
重

] 6年10月	11日	金曜日	Ļ	Ц	П	県	Į.	報		(定期	月)	Š	第 54	5 号
No. 1 排 水	排水	五排出水の汚	活性汚泥処理族		種	二 処理施設	活性汚泥処理施	種	一種類、構造及び使用時間間隔四 汚水等の処理施設に関する事項	備考(一の表の備考は、		ニニーイ		
通	口 水 素	染状態の値	施設 処理後	処理前	類 項	による処理	製鉄筋コ	類構	造及び使用理施設に関		六 · 五	一 〇 · 五	步	k 素 イ
七 常 最 八 五	イオン 濃油	排出水		通	水素イオ	生前及び処理	コンクリート	造	構造及び使用時間間隔等処理施設に関する事項	この表について	八~四		(水素指数)	きった。
五(五)通	化学的酸化		八~六五	(小素指数) 水	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	_	能 m³		て準用する。	一七三	一 () 一九()	常育	上
最 四 五 大	段素要求量 の			常最	化学的酸素要求量 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	汚染状態の値	四五〇長	/ 日力 処			一七三	四 () ()	最 「 「 「 」 大	常
一常最	浮遊物質			大通常	浮 遊 汚	並びに汚水等	時間ばっ気	理の方式			<u>一</u> 五.	検出せず	常	孚 莲 汚
<u>二</u> 大	ℓ 量 (mg 鉱		三 三 三 五	最大	/質	守 の 量 	連続	間使 用 時 隔間			1110	検出せず	最 mg了 化	質 染
三通	ル (世)			歳出せず 六四	(g鉱油類 企) 空		二二四時	の一 使日 用当 時た			六四・二六	検出せず	常	選 状 態
八 市 最	mg / e 素		七八	二六 常 九 最 九	態 (mg/ / e 素		間変動	間り			九九・二九	検出せず	最 (mg/	
通	値			大 通 常	値		なし	概の変動ので			"	六・○五	通常	値
最	Mg mg l		_	早			既	年 月 日			"	九 ·六	最 (mg/ℓ) 大	ik .
一、七五五常	排出水の一日当たりの量			通 常	汚水等の一日当たりの量			年 月 日			六二〇	八四	通常	- 汚水等の一日当たりの量
最二、一三、大	当たりの量(㎡)		" -	最一、四五〇	当たりの量(°m)		司及)	年 月 日			六九〇	<u>四</u> 一 ○ 四	最大	当たりの量(゜m)

山口県告示第二百八十九号

る。 づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基

の縦覧に供する。 までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆 づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年十月十一日から同年十一月一日 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

令和六年十月十一日

山口県知事

村 岡 嗣 政

氏名又は名称 東ソー株式会社

申請者の氏名又は名称及び住所

住 所 周南市開成町四五六〇番地

名称 工場又は事業場の名称及び所在地

東ソー株式会社南陽事業所ウレタン第一製造部

所在地 周南市開成町四五三〇番地

変更しようとする事項の内容

定事業場から排出される水の処理施設

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特

兀

Щ

 \Box

三

特定施設の種類

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変

次の表のとおり変更を生ずる。

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

 (\longrightarrow)

更することにより、

				種					
 ·	-1 [2	<u> </u>		類					
変更前	変更後	変更前		項目					
"	"	七	通常	水素イ					
"	"	八~六	最大	素イオン濃度	汚				
1 1 1111 • 11	1 4/	八 九 九	通常	化学的酸	水				
	1 六	八・九	最大	素要求量	等 の				
	"		通常	浮遊	汚				
11 1	"	0 110	最大	物 (mg/ℓ) 量	染				
一一三八・八一三九	"	六.五	通常	室	状				
一三九・七	"	六.五	最大	(mg / ℓ 素	態の				
一 · 五	一 五 九	 0 	通常	嫌ん りん	値				
一 五 一	一 五 九	-· O -	最大	79年ん mg / 化					
四七二	"	三、四八九	通常	汚水等の一日当たりの量 (m)	う () - () - () () () () () () () () () (
四七七	"	三、四八九	最大	こたりの量 (m)	31				

			1±				
			種		(二)	備考	
					処理		
					施設	七四	
			類		によ	とは、	変更後
夕 到音	里		項		うる 処		後 ———
変					理 前	貿汚澤	
変更後	変更前		目		、理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染、	水質汚濁防止法施行令別表第	"
		通	水素		理	施行	
"	二	常	系 (イ 水 ナ		のデ	令別	
		最	(水素指数)	汚	水	表第	"
"	_ _ ,	大	数度		守の近	一第七	"
-	_ (_	通	化学	水	/ 染	十四	
	八 :	常	的		一 態の	号の	"
六	九	最	酸素	等	値	特定	
_	八・九 八・九	<u></u>	(雪/ℓ)		状態の値並びに汚水等	十四号の特定事業場	
六	九	大通		σ	に 汚	場から	
"	_		浮遊	の	水 等	から排出され	
	0	常見	へ物 mg		の量	ïされ	"
	_	最	/ 質	汚		る水	
"	Ö	大	€量			の処	"
"	六	通	窒	染		る水の処理施設をいう。	"
	六 五	常				収をい	
"	놋	最	mg	状		· う。	
•	六 · 五	大	ℓ 素				"
"		通		態			
	· 0	常					
"	_	最	が mg	σ			<u>-</u>
	- 0 -	大	ℓ	0)			一· 五 八
		最	- p ダ				
"	一八・〇五	-12	(pg-TEQ/ℓ) ダイオキシン類	値			=
	八.	,	EQ/ン				六
	五	大		1			
"	三	通	汚水等の一日当たりの量) (
	三、四八九		0,)			"
	九九	常	7 F	Í			
"	=	最	たり	_			
./	三、四八九		<i>の</i>	<u> </u>			"
	八 九	大	m	3			

令和	6年1	0月11	1日	金印	翟日	山		П		県	幸	Q	(定期)	第:	545	号	
 	. 2 非 水	j 7	·· 1 非 水		排水口	五排出水の汚染		対応払スタモ方言	共司非水処里奄设			彩合中和处理旅記	念 子 コ 目 卫 里 直 芝		種類		二 処理施設こよる処理前及び処理爰の汚水等の汚杂犬態の直佐びこ汚水等の	備考 「七四」と	変
変更後	変更前	変更後	変更前		項	の汚染状態のは	女 五 名	 几 里 矣	夕	 型 打	5 3 1	 型	—————————————————————————————————————		項		よる	とは、水質	変更後
後 七.	前七	後 八.	前	通	水素	値及び排出水の量	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	B		生前及び !!	水質汚濁防止法施行令別表第一	"
九	· 五 八 五	=	八 八 <i>王</i>	常最	(水素指数) 排	水の量	"	'I'	"	"	"	七	"		通水素イオ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	処里爰のモ	伝施行令別	
七	· 六 ≀ 八 四	· 八 \ 六 四	五	4/1	.,,		"	"	"	"	"	八~六	"	≡≀⊐	常 最 大	号 ラーダー ジャー・データー データー データー データー データー データー データー データ	小火等の舌		"
· 一 八	· 九 四	三	五五	常最	化学的酸素要求量 出 水		"	1 1 1111-11	"	六一五·九	一六	八.九	一六	八.九	学的酸	水 当	発犬態の	十四号の対	"
四四	九	七		大通	浮の		"	一二四·八	"	六三三八	一六	八.九	一六	八.九	-1-	等 一	直並びこ	第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう	
"	"	"	五	常最	/ 頁 ' '		"	"	"	=	"	"	"		遊遊	りが発	汚水等 の	から排出さ	"
四	四	<i>"</i>		大通	<u>ℓ</u> 量 空 染		"	"	"		"	"	"	110	一一个物	手	1	これる水の	
 · 七 四		七	七	常最	mg / 状		"	一三八八	"	四〇八三	"	"	"	六.五	73	杂		処理施設を	"
· 九		 	三・七	大通	€素 態		"	八一三九七	"	<u></u>	"	"	"	六	最ma	犬		か。	"
	<u>:</u>		<u>.</u>	常最	が mg		二・五八	1 •	"	九三・八五		"	"	五. 一 〇	诵	Ĕ.			
〇·三六	0	五.	· 	大最	(p) ダg イ		二六	五 一 · 五	"	三.八	九 一 五	"	"		最加度	מ			二、五八
"	二九一九一	"	0 · 1 111	大	(pg-TEQ/ℓ)		力	"	"	検 出	九	"	"		_島 P ダ	直			二·六
100	110,	四八、	四八、	通	排出					ぜず				○ 五					六
四九八	三〇九	五四一	七三〇	常	水の一日当たりの量		"	"	"	四七二	"	"	"	三、四八九	通常				"
110、七011	三〇、五二	四八、八四	四九、〇三	最大	たりの量(゜m)		"	"	"	二四七七	"	"	"	九三、四八九	透 常 最 大				"

県

開催の場所

(一八三) 柳井都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、 柳井都市計

令和六年十月十一日

山 口県知事 村 岡 嗣

政

開催の日時

令和六年十一月十二日 (火曜日) 午前十時

柳井市南町一丁目一〇番二号 柳井市役所

公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する柳井都市計画道路三・四・二柳井新庄線 次のとおりとする。

変更する柳井都市計画道路三・五 ·九境開下馬皿線

次のとおりとする。

口

 (\equiv) 変更する柳井都市計画道路三・ 次のとおりとする。 五・十三東条線

公述の申出の手続

山

四

出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)山口県土木 でに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申 建築部都市計画課に提出してください。 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和六年十一月五日(火曜日)ま

なお、郵送の場合は、令和六年十一月五日までの消印のあるものに限ります。

- 聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。 公述申出書を提出した者のうち、 同種の意見を有する者が多数ある場合には、 公
- することがあります。 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限
- 者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。 □及び三に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

五.

- 三七三三)にしてください。 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話○八三−九三三−
- 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

柳井市南町三丁目九番三号

柳井土木建築事務所

柳井市南町一丁目一〇番二号

柳井市建設部都市計画・建築課

縦覧に供します。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の□の関係図書の縦覧場所において

(一八四) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

令和六年十月十一日

山口県知事

村

岡

嗣 政

開発区域に含まれる地域の名称 下松市瑞穂町三丁目

開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市北区大淀中一丁目一番八八号 積水ハウス株式会社



山口県選挙管理委員会告示第五十九号

委員会告示第五十九号)の一部を次のように改正する。 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示 (平成十九年山口県選挙管理

に改める。

を

口若宮病院 「医療法人社団若宮会山

"

県

削る。 「橘ウインドパーク

二七の一四

大字西安下庄三九

山口県選挙管理委員会委員長

秋

本 泰

治

を

令和六年十月十一日

山口県選挙管理委員会告示第六十号

員会告示第七十九号)の一部を次のように改正する。 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示 (令和二年山口県選挙管理委

令和六年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰

治

一萩市福栄コミュニティ | 萩市大字福井下三九九六の を

センター
萩市福栄コミュニティ に改める。

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

示第八号)の一部を次のように改正する。 不在者投票のできる病院の指定に関する告示 (昭和四十三年山口県選挙管理委員会告

令和六年十月十一日

木外科病院

"

泉都町九番一三号

口若宮病院口若宮会山

Щ

山口県選挙管理委員会委員長

秋 本

泰

治

昭 和五四、 九、

二七

護老人ホーム海光苑

大字下小鯖一五二二

"

昭和五五、 七

几

大字下小鯖一五二二

昭和五五、

几

山口県選挙管理委員会告示第六十二号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示 (昭和六十三年山口県選挙管理委員会告

示第三十八号)は、廃止する。

令和六年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長

秋

本

泰

治

山口県選挙管理委員会告示第六十三号

投票のできる介護医療院を次のとおり指定した。 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条の規定により、 不在者

令和六年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長

所

在

令和六、 定 年 九、 月

日

秋

本

泰

治

介護医療院医療法人緑山会鹿野博愛 名 周南市大字鹿野下一一六一の一

山口県選挙管理委員会告示第六十四号

告示第二十八号)の一部を次のように改正する。 不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示 (平成十年山口県選挙管理委員会

令和六年十月十一日

養護老人ホーム周防長

大字立野七一七

を

山口県選挙管理委員会委員長

秋

本

泰

治

室積七丁目一八番二〇号 」に改める。

九

令和六年十月十一日発行

発発 行行 人所

山口県知事庁